

広島県告示第八百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和五年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
農林水産局農林水産総務課に所属する次の職員 和久井 淳 一	一 農林水産局に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	令和五年六月一日